

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

高所からの墜落災害を防止するため安全衛生法令が改正され、高さ2m以上の箇所において作業床を設けることが困難な場合に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行なう労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第41号)の規定により、事業者特別教育の実施が義務付けられました。

つきましては、この特別教育を下記により実施することと致しましたので、当該作業に従事する方又は従事することが予定されている方は、受講されますようご案内します。

記

1. 日時 令和8年7月28日(火) (学科) 9:00~14:30(受付8:45~)
(実技) 14:40~16:50

2. 場所 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458)

3. 日程

[学科]

科目	時間	講師
①作業に関する知識	9:00~10:00	1級とび技能士 フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育インストラクター 吉森英樹氏
②フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	
③労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	
④関係法令	14:00~14:30	

[実技] 14:40~16:50(2時間10分、休憩含む)

4. 受講料 鳥取県労働基準協会会員 1人 10,000円(テキスト代込)
(消費税10%、内税909円)
非会員 1人 12,000円(テキスト代込)
(消費税10%、内税1,090円)

5. 申込方法

(1) 受講定員は、30名です。定員になり次第募集を締め切ります。

(2) 令和8年7月21日(火)までに別紙「受講申込書」により、郵送・メール又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へ申込んで下さい。

受講料は、必ず申し込み締め切り日までに持参又は下記の銀行口座に振込んで下さい。

(研修当日は受領いたしません。)

※振込先

口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普) 0207231
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部

6. その他

- (1) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- (2) 受講に際しては、特別教育等受講者記録（受講証）を持参し、受付時に提出して下さい。なお、受講者ごとにも「修了証」を交付します。
- (3) 受講申込み後の取消し（含む、欠席）は、7月21日（火）までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承願います。
- (4) 「フルハーネス型墜落制止用器具、ランヤード」をお持ちの方は、一式を持参し、実技の受講に相応しい服装で出席して下さい。なお、保護帽は不要です。
- (5) この特別教育は、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の助成対象になります。詳細については、鳥取労働局職業安定部職業安定課（TEL：0857-29-1707）へお問合せ下さい。
- (6) 申込み、問合せ先

（〒682-0811） 倉吉市上灘町 115-1 （有）河崎組 3F

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号：T5270005000526

（T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4）

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○印を付して下さい。)
(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
(3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。)
(4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○印を付して下さい。)
* 希望する場合はいずれかに○をして下さい (請求書 ・ 領収書)
メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。
ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp

上記のとおり申込みます。

令和 8 年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)